

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書の提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します

平成27年12月9日

戸田市議会議長 三浦芳一様

提出者	戸田市議会議員	手塚静枝
賛成者	〃	本田哲
〃	〃	竹内正明
〃	〃	遠藤英樹
〃	〃	伊東秀浩
〃	〃	酒井郁郎
〃	〃	熊木照明
〃	〃	石井民雄

## 議員提出議案第5号

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷等、身体への強い衝撃により、脳脊髄液が漏れ、頭痛、目まい、吐き気、倦怠感等のさまざまな症状が発症する病気である。その症状は、外見的には見えないため、医療現場や交通事故時の保険関係者の無理解に、患者及び家族は肉体的、精神的な苦痛を味わってきた。

国は、平成19年に厚生労働省研究班を立ち上げ、平成23年には脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の診断基準が定められた。また、平成24年にはブラッドパッチ療法が「先進医療」として承認され、平成26年1月に行われた先進医療会議においては、ブラッドパッチ治療の有効率は82%(527件中432例が有効)と報告されたところである。さらに、「外傷を機に発生する、脳脊髄液の漏れ」の診断基準の研究がなされており、ブラッドパッチ療法の保険適用が切に望まれる。

よって、国においては、次の事項について、早期に実現されるよう強く要請する。

### 記

1. 脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)を保険適用とすること。
2. 厚生労働省の研究事業において、18歳未満の症例を加えること。
3. 脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月15日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣 様

平成27年12月9日

戸田市議会議長 三浦芳一様

提出者 議会運営委員会  
委員長 手塚静枝

戸田市議会会議規則の一部を改正する規則の提出について

上記のことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6項及び戸田市議会会議規則第14条第2項の規定により、裏面のとおり提出します。

## 委員会提出議案第3号

### 戸田市議会会議規則の一部を改正する規則

戸田市議会会議規則（昭和47年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「開議時刻までに」の次に「議長に」を加え、同条に次の1項を加える。

2 議員は、自らが出席するため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第91条に次の1項を加える。

2 委員は、自らが出席するため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。